

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修等）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、郡山市建築物耐震化促進事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、民間の大規模建築物及び緊急輸送路沿道建築物等の耐震改修、建替え又は除却（以下「耐震改修等」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (2) 要安全確認計画記載建築物 既存耐震不適格建築物であって、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物として、法第7条第2号で定めるものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）別添第1に基づく方法によって、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修 耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定された建築物について、法第17条第3項第1号及び基本的な方針別添第2に掲げる基準に適合する方法により実施する補強工事をいう。
- (5) 建替え 耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定された建築物を全て除却し、当該建築物の敷地に原則として同じ用途の建築物を新たに建築することをいう。
- (6) 除却 耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定された建築物を全て除却することをいう。
- (7) 耐震補強設計 耐震改修又は建替えのための設計をいう。
- (8) 判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が制定する耐震判定委員会登録要綱に規定する耐震判定委員会をいう。
- (9) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物をいう。
- (10) 管理組合 区分所有法第3条又は第65条に規定する区分所有建物を管理する団体をいう。
- (11) 工事監理 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理で、耐震改修又は建替えが設計図書のとおりを実施されているか否かを確認することをいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）における新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）の際に現存し、又は工事中であった建築物であること。
- (3) 耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定され

たもので、判定委員会から危険性があると評価を受けているものであること。

(4) 国、地方公共団体その他公的な機関（以下「公的機関」という。）が一棟の全部を所有する建築物でないこと。

(5) この要綱及び国の耐震対策緊急促進事業に基づく補助金のほかに、公的機関から耐震改修等に関する補助金を受けていない建築物であること。

(6) 基準法の地震に対する安全性に係る規定以外の規定に違反していないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれにも該当する事業とする。

(1) 補助対象建築物に対して実施する耐震改修等に関する事業であること。

(2) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者による工事監理が行われること（除却の場合を除く。）。

(3) 耐震改修又は建替えに伴い規模又は用途を変更する場合は、法第14条に掲げる建築物に該当する変更であること。

(4) 建替えの場合は、建替え前の建築物が存する敷地を含む敷地で行う建替えであること（当該敷地以外の敷地に建て替えざるを得ない特別な事情がある場合で市長が必要と認めるときを除く。）。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者（補助対象建築物が区分所有建物である場合は、当該区分所有建物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者）で、補助対象事業を実施する民間事業者とする。

2 前項の民間事業者とは、補助対象建築物の所有者（補助対象建築物が区分所有建物である場合は、当該区分所有建物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者）をいう。

3 補助対象建築物（区分所有建物を除く。）が複数の者の共有に属する場合は、耐震補強設計の実施について、共有者全員の同意を得るものとする。

4 補助対象者は、市税（市民税（個人県民税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がない者に限るものとする。

5 補助対象者は、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この条において「暴力団関係者」という。）又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない者及び役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者とする。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する申請をする前に、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修等）事前協議書（第1号様式）を市長に提出し事業内容等に係る協議を行うものとする。この場合において、当該事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書及び判定委員会による耐震診断の評価の報告書の写し
- (3) 補助対象建築物の図面（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図等）
- (4) 補助対象建築物の確認済証及び検査済証の写し
- (5) 補助対象建築物の新築又は増改築等の経過を示す書類
- (6) 補助対象建築物の用途及び当該各用途に供する部分の床面積が分かる書類
- (7) 公的機関が共有者又は区分所有者である場合は、その部分が分かる書類
- (8) 建物外観写真（補助対象建築物がわかるもの）
- (9) 耐震改修計画概要図又は建替え計画概要図

2 郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱（平成26年6月5日制定）及び郡山市建築物耐震化促進事業（耐震補強設計）補助金交付要綱（平成28年4月1日制定）により補助金の交付を受けて耐震診断又は耐震補強設計を実施した補助対象者は、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付決定通知書の写し又は郡山市建築物耐震化促進事業（耐震補強設計）補助金交付決定通知書の写しを提出することにより、前項の書類の添付を省略することができる。ただし、耐震診断又は耐震補強設計の実績報告からこの要綱に基づく補助金の交付申請までの間にその内容に変更が生じた場合においては、この限りでない。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の事前協議が完了した後、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第2号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第3号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者が確認できる書類（申請時点において3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 補助対象建築物に共有者がある場合にあつては、耐震改修等の実施に関する共有者の同意書
- (3) 補助対象建築物が区分所有建物である場合にあつては、耐震改修等を実施する旨の管理組合の議決があることを証する書類又はこれに類する書類
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類（補助金の交付を受けようとする者が共有者又は区分所有者の代表者である場合は、全ての共有者又は区分所有者の市税の滞納がないことを証明する書類）
- (5) 耐震補強設計の判定等の内容を証する書類の写し又は確認済証の写し（当該補助対象事業で確認申請が必要な場合に限る。）
- (6) 耐震改修等に要する費用の見積書の写し（補助対象経費の積算内訳の分かるものに限る。）
- (7) 耐震改修等の内容が分かる図書
- (8) 事前協議書の写し（協議書に係る添付書類を含む。）

2 郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付要綱及び郡山市建築物耐震化促進事業（耐震補強設計）補助金交付要綱により補助金の交付を受けて耐震診断又は耐震補強設計を実施した補助対象者は、前項第1号の書類の添付を省略することができる。ただし、耐震診断又は耐震補強設計の実績報告から当該補助金の交付申請までの間にその内容に変更が生じた場合においては、この限りでない。

- 3 補助対象者は、第1項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合又は仕入税額控除を行わない場合で申請時に消費税仕入税額控除確認書を提出したときは、この限りでない。

（交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（軽微な変更の範囲）

第10条 規則第6条第1項第1号の規定する軽微な変更は、工事の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分以外のものに関する変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

（耐震改修の中間検査）

第11条 補助対象者は、交付決定を受けた耐震改修において補強箇所等を目視確認できる時期に、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修）中間検査申請書（第4号様式）を提出し、市長による中間検査を受けるものとする。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 工事施工写真

2 市長は、前項の規定による検査の結果、耐震改修が適切に行われていないと認めるときは、補助対象者に対し、耐震改修を適切に行うよう指示することができる。

（実績報告等）

第12条 補助対象者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第5号様式）とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 請負契約書の写し（建替え及び除却の場合に限る。）
- (2) 工事施工写真
- (3) 検査済証の写し（確認申請が必要な場合に限る。）
- (4) 耐震改修等に要した費用に係る請求書又は領収書の写し

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、完了検査を行うものとする。この場合において、耐震改修等が適切に行われていないと認めるときは、補助対象者に対し、耐震改修等を適切に行うよう指示することができる。

3 第8条第3項ただし書きの規定により申請をした者は、前項の規定による実績報告において、仕入控除税額が明らかな場合には、交付決定額からこれを減額して報告するものとする。

（額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告するものとする。この場合において、当該報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、補助金の交付の決定の一部を取り消すものとする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。
- (2) 補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同じ期間とする。

（書類の提出）

第16条 この要綱により市長に提出する書類は、正副2部とする。

2 規則及びこの要綱の規定に基づく申請は、棟ごとに行うものとする。

（委任）

第17条 この要綱及び次に掲げる要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- (1) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日制定）
- (2) 福島県土木事業補助金交付要綱（昭和46年4月1日制定）

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
耐震改修	耐震改修費及び工事監理費	1 要緊急安全

	(改修する建築物の延べ面積に1平方メートル当たり51,200円(耐震診断の結果、I_s(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡)を乗じた額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生したときにその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は1平方メートル当たり83,800円を限度とする。)	確認大規模建築物の場合 当該対象経費の600分の269 2 要安全確認計画記載建築物の場合 当該対象経費の15分の11
建替え	既存建築物の除却費、新築工事費及び工事監理費 (建替え前の建築物の延べ面積に1平方メートル当たり51,200円(耐震診断の結果、I_s(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡)を乗じた額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生したときにその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は1平方メートル当たり83,800円を限度とする。)	
除却	既存建築物の除却費 (除却する建築物の延べ面積に1平方メートル当たり51,200円(耐震診断の結果、I_s(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡)を乗じた額を限度とする。)	

備考 補助金の総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

郡山市長

協議者 住所
ふりがな
氏名
電話 ()

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修等）事前協議書

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修等）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

建築物の概要	名 称		
	所 在 地		
	用 途	(うち法附則第 3 条の対象となる用途：)	
	構 造 ・ 階 数	造 地上 階 地下 階	
	延 べ 面 積	m ² (うち法附則第 3 条の対象となる用途部分： m ²)	
	耐震診断の結果	(目標値) I _{so} ＝	(最低値) I _s ＝
事業の内容	耐震補強の方法	耐震改修 ・ 建替え ・ 除却	
	事業着手予定日	年 月 日	
	事業完了予定日	年 月 日	
	工 事 監 理 者	氏名	
		() 建築士 () 登録第 号	
		講習会終了番号 (耐震改修の場合)	
		所属事務所名称	
		() 知事登録第 号	
		所在地	
代表者名			
事業に要する費用の概算 (耐震改修等に係る費用)		円	

添付書類	(1) 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し (2) 耐震診断結果報告書及び判定委員会による耐震診断の評価の報告書の写し (3) 補助対象建築物の図面（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図等） (4) 補助対象建築物の確認済証及び検査済証の写し (5) 補助対象建築物の新築又は増改築等の経過を示す書類 (6) 補助対象建築物の用途及び当該各用途に供する部分の床面積が分かる書類 (7) 公的機関が共有者又は区分所有者である場合は、その部分がかかる書類 (8) 建物外観写真（補助対象建築物がわかるもの） (9) 耐震改修計画概要図又は建替え計画概要図
------	--

備考

- 1 「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」は、国の耐震対策緊急促進事業で定める様式によること。
- 2 要綱第7条第2項の規定により書類の添付を省略する場合は、郡山市耐震化促進事業（耐震診断）補助金交付決定通知書の写し又は郡山市耐震化促進事業（耐震補強設計）補助金交付決定通知書の写しを添付すること。

第2号様式（その1）（第8条関係）

事業計画書（耐震改修）

1 対象建築物の概要

建築物の名称	
用 途	(うち法附則第3条の対象となる用途：)
構 造 ・ 階 数	造 地上 階 地下 階
延 べ 面 積	m^2 (うち法附則第3条の対象となる用途部分： m^2)

2 耐震診断の概要

補助金交付額 確定通知書番号	年 月 日付け 第 号 (郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）により補助金交付を受けた場合）
耐震診断の目標値	Iso =
診 断 結 果 (最小 Is 値)	X方向：Is = Y方向：Is =

3 耐震基本計画策定者の概要

建 築 士 氏 名	
建築士登録番号	() 建築士 () 登録 第 号
講習会終了番号	
所属事務所名称	
事務所登録番号 及び登録年月日	() 知事登録 第 号 年 月 日
所 在 地	
代 表 者 名	

第2号様式（その2）（第8条関係）

事業計画書（建替え）

1 対象建築物（建替え前）の概要

建築物の名称	
用 途	(うち法附則第3条の対象となる用途：)
構 造 ・ 階 数	造 地上 階 地下 階
延 べ 面 積	m ² (うち法附則第3条の対象となる用途部分： m ²)

2 対象建築物（建替え後）の概要

建築物の名称	
用 途	(うち法附則第3条の対象となる用途：)
構 造 ・ 階 数	造 地上 階 地下 階
延 べ 面 積	m ² (うち法第14条の対象となる用途部分： m ²)

3 耐震診断の概要

補助金交付額 確定通知書番号	年 月 日付け 第 号 (郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）により補助金交付を受けた場合)
耐震診断の目標値	Iso =
診 断 結 果 (最小 Is 値)	X方向：Is = Y方向：Is =

4 設計者の概要

建築士氏名	
建築士登録番号	() 建築士 () 登録 第 号
所属事務所名称	
事務所登録番号 及び登録年月日	() 知事登録 第 号 年 月 日
所 在 地	
代 表 者 名	

事業計画書（除却）

1 対象建築物の概要

建築物の名称	
用 途	(うち法附則第3条の対象となる用途：)
構 造 ・ 階 数	造 地上 階 地下 階
延 べ 面 積	m^2 (うち法附則第3条の対象となる用途部分： m^2)

2 耐震診断の概要

補助金交付額 確定通知書番号	年 月 日付け 第 号 (郡山市建築物耐震化促進事業（耐震診断）により補助金交付を受けた場合)
耐震診断の目標値	Iso =
診 断 結 果 (最小 Is 値)	X方向：Is = Y方向：Is =

第3号様式（第8条関係）

収 支 予 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
計		

2 支出 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
耐震改修工事費		補助対象経費
計		

第 4 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

郡山市長

申請者 住所
ふりがな
氏名
電話 ()

郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修）中間検査申請書

年 月 日付け 郡指第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修等）補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、検査を申請します。

建築物の名称	
所在地	郡山市
用途	(うち法附則第 3 条の対象となる用途：)
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ面積	m^2 (うち法附則第 3 条の対象となる用途部分： m^2)
着手日	. .
完了予定日	. .
検査箇所の 改修方法等	
報告内容	☐ 設計図書のとおり施工されていることを確認しました。 <u>工事監理者氏名</u>

収 支 決 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
計					

2 支出 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
耐 震 改 修 工 事 費					
計					

年 月 日

郡山市長

報告者 住所
ふりがな
氏名
電話 ()

消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付けで実績報告をした補助金について、次のとおり消費税額及び地方消費税額の確定に伴い補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定したので、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修等）補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により報告します。

所 在 地	郡山市
補 助 金 の 確 定 額	円
補助金の額の確定時における消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額 (A)	円
消費税額及び地方消費税額の確定に 伴う補助金に係る消費税及び地方消 費税に係る仕入控除税額 (B)	円
補助金返還相当額 (B) - (A)	円
添 付 書 類	(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 の積算内訳 (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定 申告書の写し (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 の写し
摘 要	